

株式会社 JTB 京都教育旅行センター
担当者：高野 誠

修学旅行における新型コロナウィルス感染防止対応について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。標記の件につきまして下記の通り、ご案内申し上げます。
ご確認の程、何卒よろしくお願ひいたします。

記

1. 旅行関連業における新型コロナウィルス対応ガイドラインの徹底

新型コロナウィルス感染症対策専門家会議において、観光庁や感染症専門医等の指導により作成された旅行業ガイドライン、その他の関連機関・業界のガイドラインを参考に、一般社団法人日本旅行業協会等により「旅行関連業における新型コロナウィルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」が作成されております。弊社として、各種ガイドライン「国内修学旅行の手引き」に準拠した感染予防対策の実施に努めるとともに、新型コロナウィルスの最新の知見と各関連施設の受入体制を踏まえて、学校様、生徒様や保護者様の皆様に安心・安全な修学旅行の場を提供すべく、最大限の努力と支援を行って参ります。

2. 生徒の皆様、保護者の皆様へのご協力のお願い

- (1) 旅行中の感染防止対策（感染予防の行動、手洗いや咳エチケット、乗り物乗車中や食事中の大声での会話を控える等）の実施と理解・協力をお願い致します。
- (2) 同居のご家族も含め、生徒様の出発前の健康観察を徹底し、発熱・体調不良者の参加は取り止めて頂けるようご協力をお願い致します。
- (3) 国内においても感染者と濃厚接触がある場合は、保健所や医療機関の指示のもと参加の判断を頂きます。
- (4) 出発前に体調確認（体温、体調チェック）を行っていただき、発熱や感染の疑いのある症状がある場合には、旅行参加を取り止めていただくことを推奨します。
- (5) 旅行中も朝・夕の定期的な検温を実施し、体調不良者の発生等の場合には特段の配慮をお願い致します。
- (6) 旅行中は、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ち（1日1枚以上）として、共用はしないようにご指導頂くことを推奨します。

3. 各関係機関における対策について

観光バスについて

大型観光バスは「外気導入モード」時、車両の前方と屋根上のエアコンから新鮮な空気を取り入れることによって、概ね5分で車内の空気を入れ替えることができます。その他、営業所、乗務員の対策に関しては貸し切り安全連絡会ガイドラインに則り対応しております。
なお、当初沖縄修学旅行ではバス2台利用の予定でしたが、今回はクラス1台の計4台に増台しております。

宿泊施設について

消毒用アルコールを館内複数個所に設置し細目に消毒対応しております。調理場では次亜塩素酸水・次亜塩素酸ナトリウム・消毒用アルコールを適宜用いて、頻回消毒を実施しております。食事会場については、極力密にならないよう時程を組む工夫をしております。その他、館内消毒、従業員に関しては日本旅館協会ガイドラインに則り対応いたします。

【1泊目：アヲアヲナルトリゾート】

・通常全員一度にお食事が可能ですが、2回転にてお食事会場を準備します。

【2泊目：琴参閣】

・通常300名同時に食事が可能な食事会場を貸切対応致します。

4. 旅行傷害保険について

「学校旅行総合保険（旅行参加者補償条項）」の加入をご案内しております。新型コロナウィルスはインフルエンザと同様、疾病（病気）の扱いとなります。現在疾病での治療費については補償される保険はありません。緊急時の対策として、「学校旅行総合保険（旅行参加者補償条項）」における救援者費用が下記を満たした場合適用可能となります。

- ①責任期間（旅行期間）中の事故によるケガ、もしくは発病した病気であること
(潜伏期間がある病気ですが、責任期間（旅行期間）中に発症した場合は、補償対象となります)
- ②責任期間中に医師の治療を受けていること
- ③治療の結果、その後予定していた旅行が全く不可能（離団）となったこと
(一時離団、途中合流や隔離は離団に含まれません)

【救援者費用での補償内容（限度額30万円）】

- ①ご本人の帰宅費用（現地交通費・電話代・宿泊代は対象外）
- ②親族（2名様まで）の往復交通費、現地交通費、電話代、宿泊代（救援者1名につき14日限度）
※現地交通費、電話代等の通信費は合算で3万円まで
※自家用車を利用の場合、ガソリン代・有料道路代も補償対象
(但し、ガソリン代は距離に応じた定額となり、1kmにつき15円)
- ③食事代は本人・親族共に対象となりません。
(宿泊代に朝食が含まれている場合、宿泊代金としての請求であれば補償対象)

5. 感染対応について

発熱・感染の疑いがある場合

学校様発熱基準（37.0°以上）を設け、引率責任者と相談の上、保健所（旅行者専用相談センター）へ問い合わせます。状況を伝えた後、案内があれば管轄保健所へ問い合わせ、必要とみなされる場合は十分な感染予防装備を施した車両にて指定病院へ搬送します。同時に濃厚接触者の判別や経過観察を行い、保健所の指示に従って生徒全員の健康観察や帰路の手配、感染拡大対策を講じた上で旅行継続の判断を行います。

感染した場合の入院費・治療費について

新型コロナウィルスは「指定感染症」に指定されているため、PCR検査および入院のための医療費・治療費は公費によって負担されます。また濃厚接触者についても、医師による勧告があった場合には検査・入院についても判定の結果にかかわらず、公費による負担の対象となります。（なお、公費による負担額は所得制限により満額とならないケースがあります）

弊社といたしましては学校様と常に連携し、最新情報のご提供に努め、ご相談をしながら、生徒様の安全安心を第一と考え最善を尽くして参ります。